

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和2年4月21日（火）14時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官
検査グループ 専門検査部門
山元首席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）について、資料に基づき以下の説明があった。

➤ サブドレンピットNo. 49の復旧

- ✓ 新設ピットの増強及び既設ピットの復旧は、1～4号機建屋周辺の地下水のくみ上げ量を増加することにより、大雨時でも安定的に地下水位を下げ、建屋への地下水流入量を抑制することを目的とする。
- ✓ No. 214ピットを引き続き稼働した上でNo. 49ピットを復旧することにより、当初計画していたNo. 214ピットの増強によるくみ上げ量の増加分と同等以上のくみ上げ量の増加が見込まれる。

➤ 地下水ドレン移送配管への電動弁及び流量計の追設

- ✓ 今回の電動弁及び流量計の追設は、大雨時等に地下水ドレンからのくみ上げ流量を調整するための現場作業の低減及び設備の操作性の向上により、海側遮水壁近傍の地下水位を迅速に調整できるようにすることを目的とする。
- ✓ 当該移送配管に既設の手動弁について、変更後は全開のまま固定した状態での運用とし、電動弁故障時の流量調整に使用できるよう残しておく。
- ✓ 当該移送配管の内包水の線量率は、過去の点検時の実績から0.01mSv/h以下と低く、β汚染もないと想定している。
- ✓ 追設する電動弁及び流量計は、工場においてモジュールとして組み立てて耐圧試験を行った後、当該移送配管のポリエチレン管の切断箇所にソケット継手を用いて融着により取り付け、現地において運転圧力での漏えい確認を行う。
- ✓ 5系統ある移送配管への設置工事について、1系統ずつ12月～2月の乾季に工事を実施することとし、大雨時には工事時期の調整又は仮設ポンプ等を用いて地下水のくみ上げを実施することにより、海側遮水壁近傍の地下水位の管理に影響が生じないよう対応する。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、当該工事に係る実施計画の変更内容について使用前検査として確認する必要がある旨、伝えた。

○東京電力ホールディングス株式会社から、地下水ドレン移送配管への電動弁及び流量計の追設に係る使用前検査を受検するとともに、検査での確認事項に係る実施計画の記載を変更する必要があるため補正申請を準備する旨、回答があった。

6. その他

資料：

- サブドレン他水処理施設既設ピット復旧に関する補足説明資料
- 地下水ドレン移送配管電動弁他設置に伴う実施計画の変更認可申請の補足説明資料